

## 日本産前産後ケア・子育て支援学会倫理委員会倫理審査要領

施行期日 2022 年 7 月 8 日

一般社団法人日本産前産後ケア・子育て支援学会定款の第 3 条(目的)に基づき、研究、知識の普及および関係事業の発展を促進するため、倫理審査委員会を設置する。

倫理審査に関する申請、審査方法等について、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 申請の対象となる研究や取り組み

原則として下記のいずれも満たす内容とする。

- (1)人を対象とする研究や取り組み
- (2)着手前の研究や取り組み
- (3)発表前の研究や取り組み

### 2 申請が可能な者

原則として(1)、(2)のいずれも満たす者とする。そのうえで、(3)および(4)のいずれか、あるいはいずれも満たす者とする。

- (1)日本産前産後ケア・子育て支援学会会員であること
- (2)同上会員歴が 1 年間以上であること
- (3)現在の所属先に研究倫理審査機関が存在しない者、もしくは所属先が無い者
- (4)日本産前産後ケア・子育て支援学会もしくは学会と共同して行う研究、あるいは会員としての取り組みの責任者または分担者、連携者であること

### 3 申請方法

下記の手続きは全て日本産前産後ケア・子育て支援学会編集委員会を経由する。なお、(4)と(5)の手続きに関しては複数回の往復となる場合がある。

- (1)事前相談[申請者→倫理審査委員会]
- (2)受付[倫理審査委員会→申請者]
- (3)審査申請書類提出[申請者→倫理審査委員会]
- (4)意見送付[倫理審査委員会→申請者]
- (5)修正書類提出[申請者→倫理審査委員会]
- (6)結果通知[倫理審査委員会→申請者]

### 4 審査に要する費用

申請方法の(3)審査申請書類提出時に 3 万円を要する。

## 5 申請の時期

- (1) 申請は随時受け付ける
- (2) 研究倫理審査委員会は原則として年2回開催する

## 6 申請書類

- (1) 審査申請書(様式1)
- (2) 研究計画書
- (3) 研究説明書、同意書等その他必要な書類

## 7 倫理審査委員の構成

下記の7名とする。

- (1) 理事長または副理事長 1名
- (2) 編集担当理事 2名
- (3) 上記(1)、(2)以外の当学会理事または委員 2名
- (4) 外部委員 2名

## 8 審査方法

- (1) 書面審査と対面会議もしくはオンライン会議併用で行う
- (2) 会議は審査委員の過半数以上(4名以上)の出席によって成立する
- (3) 結果は「承認」「条件付き承認」「不承認」の3分類とする
- (4) 結果は合議により判断する

## 附則

(施行期日)

- 1 この要領は、2022年7月8日から施行する。